

# 大学機関別認証評価に関する 自己評価担当者等に対する 研修会

令和8年6月  
大学改革支援・学位授与機構

# 本日のポイント

---

- 認証評価の「全体スケジュール」を把握する
- 申請書作成にあたっての「注意点」を確認する
- 自己評価書作成にあたっての「考え方」を理解する
- 自己評価実施要項の「読み方」を理解する

本資料は、認証評価を受審する大学の実務担当者向けに作成した資料です。

研修会当日は、特に重要なポイントや、誤解が生じやすい点を中心に説明を行います。研修会後の確認や、自己評価書作成時の参照資料としてご活用ください。

# 目次

---

|                            |         |
|----------------------------|---------|
| <u>認証評価の受審スケジュール</u>       | ..... 4 |
| <u>申請手続きと評価手数料</u>         | ..... 6 |
| <u>自己評価書の作成</u>            | .....17 |
| <u>自己評価実施要項</u>            | .....30 |
| <u>基準ごとの分析を行う際の手順等について</u> |         |

※ 「Ctrlキー」を押しながら左クリックで各項目の最初のページに移動できます。

# 認証評価の 受審スケジュール

◆認証評価は、大学と機構が協力して進める、約2年間にわたるプロセスです。

# — 受審前年度 ～ 評価結果公表までの流れ —

## ■ 評価実施前年度

- ① **大学向け説明会・研修会の実施（6月）**
  - 大学機関別認証評価自己評価実施要項等を公表
  - 大学向け説明会・研修会を実施
  - 受審手続、自己評価書作成等を説明
- ② **申請受付（7月～9月）**
  - 大学機関別認証評価申請要項を公表
  - 申請書を受理（9月末日ㄨ）  
（弾力的措置の適用及び第三者評価結果活用  
の申告書を含む）
- ③ **申請内容の確認・評価手数料の確定  
（9月～3月）**
  - 申請内容を確認
  - 弾力的措置の適用及び第三者評価結果活用の  
可否を審査
    - ▶ 可否について大学へ通知（1月下旬）
    - ▶ 評価手数料を大学へ通知（3月）

## ■ 評価実施年度

- ④ **大学別研修会の実施（2～3月・5～6月）**
  - 対象大学ごとの大学別研修会を実施  
（自己評価書の記載内容・方法のアドバイス）
- ⑤ **自己評価書を受理（6月末日ㄨ）**
  - 自己評価書、別紙様式、根拠資料・データを受理
- ⑥ **書面調査・訪問調査の実施（7月～11月）**
  - 評価部会による書面調査を実施
  - 訪問調査（対面及びオンライン）を実施
- ⑦ **評価結果の審議・確定（12月～1月）**
  - 評価部会及び認証評価委員会において評価結果を  
審議
  - 評価結果（案）の通知（1月下旬）
- ⑧ **意見の申立て（2月）**
- ⑨ **評価結果の確定・公表（3月）**
  - 大学へ評価結果を通知
  - 機構ウェブサイト等において評価結果を公表

# 申請手続きと評価手数料

# 申請にあたってまず確認すること

## ◆大学機関別認証評価申請要項の確認（例年、7月頃公表）

### • 申請書の構成

申請書

（別紙1）大学の概要及び連絡先等

（別紙2）教育研究上の基本組織

（別紙3）弾力的措置に関する申告書

（別紙4）第三者による評価の実施状況と活用に関する申告書

## ◆教育研究上の基本組織（別紙2）について確認 →スライド8

## ◆弾力的措置の適用（別紙3）、第三者評価結果の活用（別紙4）の希望の有無を確認 →スライド9

- これらを希望する場合には、**別紙2において対象となる教育研究上の基本組織の単位を正確に記載**することが必要。 →スライド10
- 大学からの申請内容をもとに評価委員会で審査が行われ、その可否が判断される。希望した場合であっても、必ずしも認められるとは限らない。

## ◆評価手数料について →スライド12

- 基本費用と教育研究上の基本組織ごとの手数料を合算して算定
- 評価手数料の最終的な金額は、弾力的措置の適用及び第三者評価結果の活用の審査結果を踏まえ、受審前年度の3月頃に大学宛てに通知。

# 教育研究上の基本組織とは

---

(大学機関別認証評価に関するQ & A Q17より)

大学設置基準及び大学院設置基準の第二章「教育研究上の基本組織」に定める、学部、学科、課程、並びに、研究科、専攻、及びそれら以外の基本組織を想定しています。各大学の質保証の状況にふさわしい単位で分析してください。

# 弾力的措置の適用、第三者評価結果の活用について

## ◆弾力的措置の適用について

申請大学が直近の機関別認証評価に適合認定されており、教育課程に大幅な変更がない場合に、各基本組織の自己評価書作成について、弾力的措置の適用として、領域6の各基準の自己評価書の記述を省略することが可能で、基準6－8のみが分析の対象となります。

### 【弾力的措置が適用できない場合】

弾力的措置の適用については、前回の認証評価以降に教育課程の変更を行っていない場合に限られます。設置認可を伴う改組に限らず、学位名称変更や新たなコース設置、学位授与方針の大幅な変更など、教育課程が変更されている場合は、弾力的措置が適用されません。設置審議会への届出や、国立大学の場合には意見伺いや事前伺い等により教育課程を変更した場合も、弾力的措置が適用されないこととなります。（大学機関別認証評価に関するQ&A Q58より）

## ◆第三者評価結果の活用について

基本組織に係る第三者による評価を受けており、第三者による評価の受審後に教育課程に大幅な変更がない場合に、当該基本組織の自己評価書作成について、第三者評価結果をもって領域6の各基準の自己評価に代え、領域6の各基準の自己評価書の記述を省略することが可能で、基準6－8のみが分析の対象となります。なお、弾力的措置の適用と第三者による評価結果の活用の両方が認められた場合には、**弾力的措置の適用を優先**します。

# 申請書別紙の注意点

弾力的措置の適用及び第三者評価結果活用を希望する場合には、別紙2において対象となる教育研究上の基本組織の単位を正確に記載することが必要

(別紙2 抜粋)

| No.  | 教育研究上の基本組織       | 開設年度   | 備考   |
|--|------------------|--------|--|
|  | (記載例)            |        |  |
|  | 【学部】             |        |  |
| 1  | 工学部              | 令和●●年度 | ※学部全体で1つの質保証の単位としている場合                                     |
| 2  | 医学部(注1)          | 令和●●年度 | ※学部全体で1つの質保証の単位としている場合                                     |
| 2  | 医学部医学科(注1)       | 令和●●年度 | ※学部全体ではなく、学部の中の単独の学科を1つの質保証の単位としている場合は分けて記載。No.も独立に附番。     |
| 3  | 医学部●●学科、○○学科(注1) | 令和●●年度 | ※学部全体ではなく、学部の中の複数の学科の纏まりを1つの質保証の単位としている場合は分けて記載。No.も独立に附番。 |
| ~  | ~~~              |        |  |
| <p>(注1)弾力的措置や第三者評価結果活用の申請希望状況にあわせて、教育研究上の基本組織について各大学でご判断ください。上記の(記載例)の場合、学部単位(医学部)又は学科単位等(医学部医学科、医学部看護学科等)のどちらで領域6を分析するか、研究科単位(教育学研究科)又は専攻単位等(教職大学院とそれ以外)のどちらで領域6を分析するか、は各大学でご判断いただくことになります。分ける場合には、それぞれのNo.を独立に附番ください。</p> <p>(注2)専門職大学院については、その旨を備考欄にご記入ください。</p> <p>(注3)受審年度4月1日に教育研究上の基本組織の設置・改廃等を行う予定がある場合には、その旨、備考欄にご記入ください。</p> |                  |        |  |

(注1)をよく確認の上、記載すること

とくに、第三者評価結果活用について、学部、研究科の一部の組織のみ申請する場合は要注意!

# 申請書別紙の注意点(申請例)

医学部（医学科、看護学科、保健学科）のうち、医学科について第三者評価結果活用を希望する場合

**※教育研究上の基本組織として、医学部医学科と医学部看護学科、保健学科を分けて申告する必要がある。**

(別紙2) の記載例

| No. | 教育研究上の基本組織   | 開設年度   | 備考 |
|-----|--------------|--------|----|
|     | 【学部】         |        |    |
| 1   | 工学部          | 令和●●年度 |    |
| 2   | 医学部医学科       | 令和●●年度 |    |
| 3   | 医学部看護学科、保健学科 | 令和●●年度 |    |
| ~   | ~~~~         |        |    |

(別紙4) の記載例

**別紙2と整合性をとる**

| No. | 教育研究上の基本組織<br>(別紙2と同じ記載) | 開設年度<br>(別紙2と同じ記載) | ①第三者による<br>評価結果活用の希望の有無 | ②教育課程の軽微な変更の有無<br>(大幅な変更該当する場合は<br>第三者評価結果の活用はできません)<br>(第三者評価受審後)<br>(プルダウン選択) | ③教育課程の軽微な変更内容を示す資料名<br>(第三者評価受審後) | 評価機関       | 評価名称      |
|-----|--------------------------|--------------------|-------------------------|---|-----------------------------------|------------|-----------|
|     | 【学部】                     |                    |                         |   |                                   |            |           |
| 1   | 工学部                      | 令和●●年度             | 希望しない                   |   |                                   |            |           |
| 2   | 医学部医学科                   | 令和●●年度             | 希望する                    | 変更あり  | 添付資料10000000                      | 日本医学教育評価機構 | 医学教育分野別評価 |
| 3   | 医学部看護学科、保健学科             | 令和●●年度             | 希望しない                   |   |                                   |            |           |
| ~   | ~~~~                     |                    | 希望しない                   |   |                                   |            |           |

**NG例：**(別紙2)において、医学部としか申告していない場合、医学部医学科が教育研究上の基本組織とされていないため、別紙4で医学部医学科の第三者評価結果活用を申告しても、活用可否の判断の対象とされないこととなる。

# 評価手数料について

|                    |                |
|--------------------|----------------|
| 基本費用               | 4,176,000円(税込) |
| 「教育研究上の基本組織」1組織当たり |                |
| 弾力的措置適用の場合         | 587,000円(税込)   |
| 第三者評価結果活用の場合       | 733,000円(税込)   |
| 上記以外の場合            | 880,000円(税込)   |

教育研究上の基本組織ごとに弾力的措置適用、第三者評価結果活用の状況により異なった金額が適用される。

※医学部（医学科、看護学科）、医学研究科（修士課程）、医学研究科（博士課程）からなる大学の手数料を比較した例 →計算例はスライド14～17

| 基本組織                  | 合計金額       |
|-----------------------|------------|
| (例1) 基本組織4つ(弾力的措置等可)  | 6,963,000円 |
| (例2) 基本組織4つ(弾力的措置等不可) | 7,696,000円 |
| (例3) 基本組織3つ(弾力的措置等可)  | 6,230,000円 |
| (例4) 基本組織3つ(弾力的措置等不可) | 6,816,000円 |

# 【参考：手数料の例】 基本組織の分け方により、手数料が変わります

- 前回の認証評価受審時から改組等がない基本組織  
⇒ 弾力的措置の適用可 (※)  
※認められない場合もあります (9ページご参照)。

## < 別々の基本組織とする場合 >

改組なし

医学部医学科  
587,000円

改組なし

医学部看護学科  
587,000円

## < 1つの基本組織とする場合 >

改組なし

医学部  
(医学科・看護学科)  
587,000円

- 前回の認証評価受審時から一部の学科に改組等があった基本組織  
⇒ 弾力的措置の適用不可。  
第三者評価結果の活用もできません。

## < 別々の基本組織とする場合 >

改組なし

医学部医学科  
587,000円

改組あり

医学部看護学科  
880,000円

## < 1つの基本組織とする場合 >

改組あり

医学部  
(医学科・看護学科)  
880,000円

# 評価手数料の計算例

例：医学部（医学科、看護学科）、医学研究科（修士課程）、  
医学研究科（博士課程）からなる大学の手数料

## （例1）教育研究上の基本組織を4つとし、弾力的措置等の適用が可だった場合

（医学部医学科、医学部看護学科、医学研究科（修士課程）、医学研究科（博士課程））

| 「教育研究上の基本組織」 |                    | 申請内容（希望） | 審査結果 | 金額         |
|--------------|--------------------|----------|------|------------|
| 1            | 医学部医学科             | 第三者評価結果  | 可    | 733,000円   |
| 2            | 医学部看護学科            | 弾力的措置    | 可    | 587,000円   |
| 3            | 医学研究科<br>博士課程医学専攻  | 弾力的措置    | 可    | 587,000円   |
| 4            | 医学研究科<br>修士課程看護学専攻 | 希望しない    | —    | 880,000円   |
|              |                    |          | 合計   | 2,787,000円 |

⇒ 合計：基本費用4,176,000円 + 2,787,000円 = **6,963,000円**

# 評価手数料の計算例

## (例2) 教育研究上の基本組織を4つとし、弾力的措置等の適用が不可だった場合

(医学部医学科、医学部看護学科、医学研究科(修士課程)、医学研究科(博士課程))

| 「教育研究上の基本組織」 |                    | 申請内容(希望) | 審査結果 | 金額         |
|--------------|--------------------|----------|------|------------|
| 1            | 医学部医学科             | 第三者評価結果  | 不可   | 880,000円   |
| 2            | 医学部看護学科            | 弾力的措置    | 不可   | 880,000円   |
| 3            | 医学研究科<br>博士課程医学専攻  | 弾力的措置    | 不可   | 880,000円   |
| 4            | 医学研究科<br>修士課程看護学専攻 | 希望しない    | —    | 880,000円   |
|              |                    |          | 合計   | 3,520,000円 |

⇒ 合計 : 基本費用4,176,000円 + 3,520,000円 = **7,696,000円**

# 評価手数料の計算例

(例3) 教育研究上の基本組織を3つとし、弾力的措置等の適用が可だった場合  
 (医学部、医学研究科(修士課程)、医学研究科(博士課程))

| 「教育研究上の基本組織」 |                    | 申請内容(希望) | 審査結果 | 金額         |
|--------------|--------------------|----------|------|------------|
| 1            | 医学部                | 弾力的措置    | 可    | 587,000円   |
| 3            | 医学研究科<br>博士課程医学専攻  | 弾力的措置    | 可    | 587,000円   |
| 4            | 医学研究科<br>修士課程看護学専攻 | 希望しない    | —    | 880,000円   |
|              |                    |          | 合計   | 2,054,000円 |

⇒ 合計 : 基本費用4,176,000円 + 2,054,000円 = **6,230,000円**

# 評価手数料の計算例

## (例4) 教育研究上の基本組織を3つとし、弾力的措置等の適用が不可だった場合

(医学部、医学研究科(修士課程)、医学研究科(博士課程))

| 「教育研究上の基本組織」 |                    | 申請内容(希望) | 審査結果 | 金額         |
|--------------|--------------------|----------|------|------------|
| 1            | 医学部                | 弾力的措置    | 不可   | 880,000円   |
| 3            | 医学研究科<br>博士課程医学専攻  | 弾力的措置    | 不可   | 880,000円   |
| 4            | 医学研究科<br>修士課程看護学専攻 | 希望しない    | —    | 880,000円   |
|              |                    |          | 合計   | 2,640,000円 |

⇒ 合計 : 基本費用4,176,000円 + 2,640,000円 = **6,816,000円**

# 自己評価書の作成

自己評価書様式等 令和9年度実施分

[https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification\\_evaluation/ce\\_university/ce\\_un\\_outline/](https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/ce_university/ce_un_outline/)

# 自己評価書の入手方法

【参考：令和8年度自己評価書】 機構Webサイトより、自己評価書をダウンロード

## 自己評価書様式等

### ● 令和8年度実施分【大学機関別認証評価】

- 自己評価書様式（令和7年3月改訂）（[Excel形式等](#)）※
- 認証評価共通基礎データ様式（令和7年2月改訂）（改正後基準：[Excel形式](#)／改正前基準：[Excel形式](#)）

※各様式ファイルはzip形式で圧縮しておりますので、解凍してご利用ください。

- 01-1\_自己評価書(様式)\_Officeスクリプト利用向け
- 01-2\_自己評価書(様式)\_マクロ利用向け
- 02\_R8\_別紙様式
- PDF R8\_自己評価書等提出マニュアル

- 自己評価書様式（Excel様式）は、2種類用意しています。大学のPC環境に応じて、どちらか1つを選んで自己評価書を作成してください。
- 「自己評価書等提出マニュアル」には、根拠資料・データ提出のルール、自己評価書のアップロードに関する事項等、自己評価書提出に必要な内容が書かれていますので、必ず確認してください。

# 自己評価書の構成

---

## I 大学の現況、目的及び特徴

- 1 現況
- 2 大学等の目的
- 3 特徴

## II 基準ごとの自己評価

※次に係る内容を記載する欄を設けることにより構成

- ・ 分析項目及びそれらに係る別紙様式、根拠資料・データ
- ・ 備考
- ・ 基準に係る判断
- ・ 優れた成果が確認できる取組
- ・ 改善を要する事項（記述を満たさない場合に記述）

⇒ 4 巡目から、【特記事項欄】はなくなっています。

# 自己評価書の様式

○○大学 領域3

## II 基準ごとの自己評価

### 領域3 財務運営及び情報公表等に関する基準



































: 「該当なし」

#### 基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

| 分析項目   | 分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄                              | 備考      | 再掲 |
|--|--|---------|----|
| 【分析項目3-1-1】<br>大学等の目的に照らして財務運営が行われていること  | 直近年度を含む過去5年度分の財務諸表<br><br>・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書 | ①       |    |
|  | 分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類                     | ※実施要項参照 |    |
| 【備考】上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 |  |         |    |
|  |  |         | ②  |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>(リストから選択してください)                              |  |         |    |
|  |  |         | ③  |
| 【優れた成果が確認できる取組】 ※400字以内で記述すること。  |  |         |    |
|  | 根拠資料   |         | ④  |
| 【改善を要する事項（基準を満たさない場合に記述）】 ※400字以内で記述すること。  |  |         |    |

- ①分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄
- ②【備考欄】
- ③【基準に係る判断】
- ④【優れた成果が確認できる取組】及び【改善を要する事項】

# 別紙様式

|   |                        |
|---|------------------------|
|  1-2-2_教員の年齢別・性別内訳                   | Microsoft Excel ワークシート |
|  1-2-4_大学運営に必要な業務のための組織一覧（部署ごと...    | Microsoft Word 文書      |
|  1-2-5_教職協働の状況                       | Microsoft Word 文書      |
|  1-2-6_S Dの内容・方法及び実施状況一覧             | Microsoft Word 文書      |
|  1-3-1_教育研究上の基本組織と教員所属組織の対応表         | Microsoft Word 文書      |
|  1-3-2_規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧        | Microsoft Word 文書      |
|  1-3-3_規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧        | Microsoft Word 文書      |
|  2-1-1_内部質保証に係る責任体制等一覧               | Microsoft Word 文書      |
|  2-1-2_教育研究上の基本組織一覧                  | Microsoft Word 文書      |
|  2-1-3_質保証について責任をもつ体制の構成員等の一覧        | Microsoft Word 文書      |
|  2-2-1_教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧       | Microsoft Word 文書      |
|  2-2-2_自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規...    | Microsoft Word 文書      |
|  2-2-3_意見聴取の実施時期、内容等一覧               | Microsoft Word 文書      |
|  2-2-4_検討、立案、提案の責任主体一覧及び承認された計...    | Microsoft Word 文書      |
|  2-3-1_計画等の進捗状況一覧                    | Microsoft Word 文書      |
|  2-4-1_教員の採用・昇任の状況(過去5年分)            | Microsoft Word 文書      |
|  2-4-2_教員業績評価の実施状況                   | Microsoft Word 文書      |
|  2-4-3_評価結果に基づく取組                    | Microsoft Word 文書      |
|  2-4-4_FDの内容・方法及び実施状況一覧              | Microsoft Word 文書      |
|  2-4-5_教育支援者、指導補助者一覧                 | Microsoft Word 文書      |
|  2-4-6_教育支援者、指導補助者に対する研修等内容・方法...    | Microsoft Word 文書      |
|  3-2-1_法令が定める教育研究活動等についての情報の公表...   | Microsoft Word 文書      |
|  3-2-2_法令遵守事項、危機管理体制等一覧            | Microsoft Word 文書      |
|  4-1-1_夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状... | Microsoft Word 文書      |
|  4-1-2_附属施設等一覧                     | Microsoft Word 文書      |
|  4-1-3_施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及... | Microsoft Word 文書      |
|  4-1-6_自主的学習環境整備状況一覧               | Microsoft Word 文書      |
|  4-2-1_相談・助言体制等一覧                  | Microsoft Word 文書      |
|  4-2-2_課外活動に係る支援状況一覧               | Microsoft Word 文書      |
|  4-2-3_留学生への生活支援の内容及び実施体制          | Microsoft Word 文書      |
|  4-2-4_障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と... | Microsoft Word 文書      |
|  4-2-5_経済的支援の整備状況、利用実績一覧           | Microsoft Word 文書      |
|  5-2-1_入学者選抜の方法一覧                  | Microsoft Word 文書      |
|  6_(00)_領域6別紙様式                    | Microsoft Excel ワークシート |

「別紙様式」の記入例は、機構Webサイト  
 “「大学機関別認証評価等に関する説明会」及び「大学機関別認証評価等に関する自己評価担当者等に対する研修会」の資料について”に掲載しています。

# 自己評価書の基本的な考え方

## ◆自己評価書は、基準ごとに作成。

1. 基準ごとの分析項目に関する状況の分析、すなわち、**根拠資料**による確認。
2. 基準の内容に関し、分析項目のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色がある場合には、取組、成果を分析⇒**備考**。
3. 基準の判断⇒**チェックボックス**□。
4. **優れた成果**が確認できる取組、**改善を要すると判断する事項**を抽出。

## ◆領域6については

- 大学は、**教育課程ごとの分析**を踏まえて  
教育研究上の**基本組織ごとに判断**(自己点検・評価)する。
- 機構は、大学の判断を根拠資料によって確認した上で機関別に判断する。  
例：「△△大学は、○○学部(の□□学科)を除いて基準6－7を満たしている。」

# 大学の現況、目的及び特徴

- ◆特に「大学等の目的」の記載に留意。
  - ・「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」。
  - ・大学及び教育研究上の基本組織のそれぞれについて、その目的を記載するすべての基準の判断で参照されるが、とりわけ、
    - ▶基準1-1に関する分析及び判断に影響
    - ▶基準2-1及び2-2に関する分析に影響
    - ▶基準5-1、6-1、6-2(ポリシー関連の基準)の分析及び判断に影響
    - ▶領域6の全基準にわたって影響
  - ・教育研究上の基本組織以外については原則として記載不要。  
ただし、
    - ▶教育上の目的をもつ組織については、上記基準の分析に必要な限りで記載する
    - ▶現況の記載項目である教員数等については、共通基礎データ記載の大学全体の教員数等を記載
  - ・記載する基本組織については、大学からの(前年9月)申請後に大学に対して確認する。
  
- ◆「特徴」については沿革よりも最近の大学としての考え方が分かる内容を中心に記述。

# 大学の現況、目的及び特徴【自己評価書の作成】

機構が最終的に作成する評価報告書を公表する際に原則として原文のまま併せて掲載します。

## (1) 現況

①大学名 ②所在地

③教育研究上の基本組織等

設置されている学部・研究科等の教育研究上の基本組織等を全て記述します。

④学生数及び教員数

評価実施年度の5月1日現在における、学部・研究科等の学生数及び教員数を大学全体の合計として記述します。

※現員数は、「認証評価共通基礎データ」記載の数値と一致させてください。

## (2) 大学等の目的

「I 目的等の確認」を踏まえ、大学等の目的を記載します。

各目的には、その出典（学則等や大学概要、ウェブサイトなど）を括弧書きで明示します。

## (3) 特徴

大学の沿革・理念を踏まえ、また、目的の背景となる考え方等も含め、大学の特徴が表れるよう**2,000字以内**で簡潔に記述してください。

# 基準ごとの自己評価

---

基準ごとの自己評価は、大学評価基準を構成する22の基準ごとに、次の作業を行います。

1. 分析の手順に従い、根拠資料・データの確認
2. 基準を満たしているかの判断
  - a. 分析項目が示す状況の根拠資料・データを**確認できた場合には、基準を満たしていると判断します。**
  - b. 根拠資料・データを**確認できない**分析項目がある場合には、改善を要する事項があることを確認し、その**基準を満たしていないと判断します。**
3. 基準について優れた成果が確認できる取組及び改善を要する事項の抽出

# 基準ごとの自己評価

## 【優れた成果を確認するための基準】

---

1. 大学の目的に照らして、特色ある、又は個性ある取組であり、**成果が上がっている**と判断されるもの。
  2. 教育研究活動等の改善に向けて先進的な取組であり、**成果が上がっている**と判断されるもの。
  3. 大学一般に期待される水準から見て、**優れている状況であると判断されるもの。**  
(『自己評価実施要項』 p. 4)
- 成果が上がっている取組、優れた状況を抽出し、内容を【優れた成果が確認できる取組】欄に記載。機構による評価においては、取組だけでは取り上げない方向。
  - したがって、**成果が上がっていることの根拠となる資料・データ**を示せない取組については記載は不要。
  - どの程度の成果が優れたものであるか、大学一般に期待される水準としてどの程度の状況を考えるかは、自己評価書作成においては大学の判断による。機構による評価においては、評価部会で合議して判断する。
  - **大学が自己評価において抽出した取組、状況以外を、評価部会が裁量して優れた点とすることはしない。**

# 自己評価書の作成

- ① 自己評価実施要項 第2章の「II 基準ごとの自己評価」で実施した分析で、特定した根拠資料・データの名称を自己評価書様式の【分析項目に係る根拠資料・データ】欄に記載します。
- ② 分析項目を十分に立証できない場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その事態に対応するための計画及びその進捗の分析等を400字以内で記載します。
- ③ 上記①及び②で確認した内容を踏まえ、基準に係る判断を記載します。
- ④ 基準ごとの分析の結果、

**優れた成果が確認できた場合は、その取組を抽出し、改善を要する内容が確認された場合には改善を要する事項として抽出して、その内容を記載してください。**

〇〇大学 領域3

II 基準ごとの自己評価  
 領域3 財務運営及び情報公表等に関する基準  
 基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

| 分析項目   | 分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄                              | 備考      | 再掲 |
|--|--|---------|----|
| [分析項目3-1-1]<br>大学等の目的に照らして財務運営が行われていること  | 直近年度を含む過去5年度分の財務諸表<br><br>・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書 |         | ①  |
|  | 分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類                     | ※実施要項参照 |    |
| 【備考】上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 |  |         |    |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>(リストから選択してください)                              |  |         |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】 ※400字以内で記述すること。  |  |         |    |
|  | 根拠資料   |         | ④  |
| 【改善を要する事項（基準を満たさない場合に記述）】 ※400字以内で記述すること。  |  |         |    |

⇒自己評価書について、行の一部を削除・統合したり、フォントを変えたりといった変更は加えないでください。

# 自己評価書のイメージ

## 自己評価書

### 自己評価実施要項 【別紙2】

#### 領域3 財務運営及び情報公表等に関する基準

##### 基準3-1 財務運営が大学の目的に照らして適切であること

分析項目3-1-1 大学の目的に照らして財務運営が行われていること

- 【分析の手順】
- 財務運営等について、法令等に関し、必要な手続きをえていることを監事、会計監査人の監査報告書により確認する。
  - 専出人数されていない大学において、設置者の責任において大学の財務状況を中々資料が作成されている場合はその状況を確認する。
  - 過去5年間の経費費用のうち、大学の教育研究活動に係る経費の状況を把握する。
  - 経営状況がある場合は、その理由を確認する。
  - 特別損失が過大である場合は、その理由を確認する。

##### 【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・決算年度を先行過去5年間の財務諸表
  - ・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書
- ※原則として提出する。財務諸表が提出されていない場合、8月期には根拠資料として提出せず、自己評価書には資料名のみ記載してマスタは設定しない。
- ※分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類  
※財務諸表等が承認されていない場合でも、任意の様式に理由を記載して提出する。

##### 【関係法令】

- ・国立大学法第35条の2において準用する私立大学法人法第16条
- ・国立大学法人法
- ・国立大学法人法施行規則
- ・地方独立行政法人法
- ・私立学校法
- ・私立学校法施行規則
- ・地方自治法
- ・大学設置基準第49条の3（教育研究環境の整備）
- ・専門職大学設置基準第10条（教育研究環境の整備）
- ・大学設置基準第22条の3（教育研究環境の整備）
- ・専門職大学設置基準第10条

| II 基準ごとの自己評価  |   | 〇〇大学 領域3 |    |
|---|---|----------|----|
| 領域3 財務運営及び情報公表等に関する基準   |   |          |    |
| 基準3-1 財務運営が大学の目的に照らして適切であること  |   |          |    |
| 分析項目  | 分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ類   | 備考       | 評価 |
| [分析項目3-1-1]<br>大学の目的に照らして財務運営が行われていること  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近年度を含む過去5年度分の財務諸表<br/>3-1-1-01 令和〇年から令和〇年事業年度 財務諸表</li> <li>・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書<br/>3-1-1-02 令和〇事業年度 監査報告書</li> <li>・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類<br/>3-1-1-03 理由書</li> </ul> |          |    |
| 【備考】 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 |   |          |    |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。<br>(リストから選択してください)                               |   |          |    |
| 【優れた成果が確認できる取組】 ※400字以内で記述すること。   |   |          |    |
| 根拠資料  |   |          |    |

### 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧

〇〇大学

#### 付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧

\*資料名をクリックすると資料にアクセスできます。

| 資料名 |
|-----|
| ~   |

3-1-2\_予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料

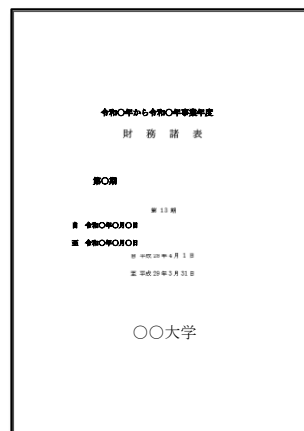
### 根拠資料一覧

〇〇大学

#### 付録2 根拠資料一覧

\*資料名をクリックすると資料にアクセスできます。

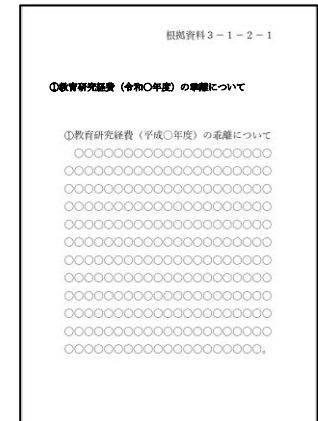
| 資料名                    | 備考 |
|------------------------|----|
| ~                      |    |
| 3-1-1-01_令和〇事業年度 財務諸表  |    |
| 3-1-1-02_令和〇事業年度 監査報告書 |    |
| 3-1-2-01_理由書           |    |



3-1-1-01\_令和〇から令和〇年事業年度財務諸表



3-1-1-02\_令和〇事業年度監査報告書



3-1-1-03-03\_理由書

# 根拠となる資料・データ等の示し方

- ◆資料番号、資料名（領域6においては学部・研究科名も明記）を定め、**1つの根拠資料・データごとに電子ファイル（検索可能なPDF）**を作成。
  - ◆分析項目の内容を整理する方法が、別紙様式、認証評価共通基礎データ様式として示されている場合には、その様式を利用し、**電子ファイル（PDF）**を作成。
  - ◆Webページに掲載されているものを根拠資料・データとする場合は、該当ページの電子ファイル（検索可能なPDF）を作成（基準3-2は除く）。
  - ◆以上で作成した根拠資料・データの電子ファイルを機構が用意するサーバにアップロード。
  - ◆自己評価書に記載の根拠資料・データ名に対してサーバ上の各ファイルに付与されたURLを貼付（自己評価書から1クリックでの根拠書類にアクセス可能）。
  - ◆自己評価書及び別紙様式は公開、根拠資料・データは非公開。
- ※公表された著作物等を根拠資料とする場合には、著作権に配慮してください

## 【大学機関別認証評価】

- [実施大綱](#) PDF-file
- [大学評価基準](#) PDF-file
- [自己評価実施要項](#) PDF-file
- [別紙様式、根拠資料・データについて](#) PDF-file
- [評価実施手引書](#) PDF-file
- [訪問調査実施要項](#) PDF-file

⇒自己評価書の別紙様式や根拠資料となる規定等について、基準日、対象の期間・年度を確認する場合は「別紙様式、根拠資料・データについて」の資料を確認してください。

# 自己評価実施要項

## 基準ごとの分析を行う際の手順等について

[https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification\\_evaluation/ce\\_university/ce\\_un\\_outline/](https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/ce_university/ce_un_outline/)

# 自己評価実施要項

## 基準ごとの分析を行う際の手順等についての基本構造

### (例) 分析項目 4 - 2 - 1

分析項目 4 - 2 - 1 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること

#### 【分析の手順】

- ・ 生活支援等に関する総合的相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。
- ・ 健康に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。・・・

#### 【別紙様式】

- ・ 相談・助言体制等一覧（別紙様式 4 - 2 - 1）
- ※ 各種の相談・助言体制が機能していることが確認できる相談の実績を記載する。この際、相談の実績数に重複があっても構わない。・・・

#### 【分析項目に係る根拠資料・データ】

- ・ 保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料
- ・ 保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その設置状況を学生へ周知していることが確認できる資料・・・

#### 【関係法令等】

- ・ 学校教育法第12条
- ・ 大学設置基準第7条第3項（教育研究実施組織等）、第7条第5項（教育研究実施組織等）
- ・ 学校保健安全法

# 別紙様式(分析項目4-2-1)

## 基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

### 分析項目4-2-1 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること

#### 【分析の手順】

- ・生活支援等に関する総合的相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。
- ・健康に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。
- ・就職等進路に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。
- ・各種ハラスメントに関する防止のための措置（規定及び実施内容）・相談の体制の整備及び相談実績を確認する。
- ・各種相談・助言体制については、組織の役割、実施組織の人的規模やバランス、組織間の連携や意思決定プロセス、責任の所在等が確認できる資料・データを用いて整備状況を確認する。

#### ・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）

#### 【記載例】

| 機能             | 組織の名称       | 根拠規定          | 配置された人員 | 支援の内容    | 相談の実績 |
|----------------|-------------|---------------|---------|----------|-------|
| 生活支援等に関する総合的相談 | 学生支援センター    | 学生支援センター規程    | 11人     | 相談対応     | 200件  |
| 身体的健康に関する支援・相談 | 保健センター      | 保健センター規程      | 5人      | 健康相談     | 50件   |
| 精神的健康に関する支援・相談 | 相談室         | 相談室規定         | 5人      | 健康相談     | 80件   |
| 就職・進路に関する支援・相談 | キャリア支援室     | キャリア支援室規定     | 10人     | 就職相談     | 250件  |
| 各種ハラスメントに係る防止  | ハラスメント防止委員会 | ハラスメント防止委員会規定 |         | 防止体制整備   |       |
| 各種ハラスメントに係る相談  | ハラスメント相談室   | ハラスメント相談室規定   | 3人      | ハラスメント相談 | 10件   |

# 評価結果の記載例(分析項目4-2-1)

## 評価結果

**基準4-2** 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準4-2を（満たしている。・満たしていない。）

【改善を要する点】

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、**学生支援センター、保健センター、相談室、キャリア支援室**を設置し、**別紙様式4-2-1**のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、**ハラスメントの防止等に関する規則に基づき、ハラスメント相談員**が相談窓口となり、相談結果を**ハラスメント防止委員会**に報告する。報告を受けたハラスメント防止委員会が被害を救済する措置を講じることにより、ハラスメントに関する相談に応じている。

**90**団体が課外活動を行っており、そのための施設として、**別紙様式4-2-2**のとおり、**体育館、グラウンド、サークル会館等**を整備設置し、**運営資金の助成や備品の貸与等**の支援を行っている。

留学生への生活支援等は、**外国人留学生チューターやレジデント・アシスタントを配置するなど、別紙様式4-2-3**のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき対応要領を定め、**別紙様式4-2-4**のとおり、**最高管理者（学長）、総括監督責任者（理事（総務担当））、監督責任者（部局等の長）**による体制を整備し、全学で障害者に対する不当な差別的取扱いを行わないとともに、障害者に対し合理的配慮を講じている。

学生に対する経済面での援助は、**別紙様式4-2-5**のとおり、大学独自の奨学金制度を設けているほか、入学料の免除、授業料の免除等を行っている。

# 領域 1

## 教育研究上の基本組織等に関する基準

## 領域 1 教育研究上の基本組織等に関する基準

基準 1 - 1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

### 分析項目 1 - 1 - 1

学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること

- 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻等の構成（教育研究組織の編成、規模内容等）が、自己評価書「Ⅰ大学の現況、目的及び特徴」に記載された大学等の目的と整合性がとれていることを確認する。
- **前回評価以降に改組があった場合は、別途確認し、経緯についてそれぞれ400字以内で記載する。**
- **共同教育課程等**を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況を確認する。
- 連携開設科目がある場合は、大学間で取り交わされた協定書、設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針（大学連携推進法人の場合は、連携推進方針）、運営のための協議会の設置を定める文書及び学則等の規定を確認する。
- **国際連携教育課程**を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況を確認する。（青字：新規追加）
- 文部科学大臣の認定を受けている法曹養成連携協定がある場合は、大学間で取り交わされた有効な協定書を確認する。

領域 1 教育研究上の基本組織等に関する基準  
基準 1 - 2 教育研究活動等の展開に必要な教職員が適切に配置されていること

### 分析項目 1 - 2 - 1

大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員が配置されていること

- 大学設置基準等各設置基準に照らして、基準数以上の教員が配置されていることを確認する。

### 分析項目 1 - 2 - 2

教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと

- 教育研究上の基本組織ごとに、**教員の年齢及び性別**の構成を職階別に確認する。
- 著しい偏りが認められた場合は、原因を分析し、対応策を検討あるいは実施していることを確認する。

⇒ 「別紙様式 1 - 2 - 2」と「認証評価共通基礎データ様式」に記載された数値の整合性を確認すること。

領域 1 教育研究上の基本組織等に関する基準

基準 1 - 2 教育研究活動等の展開に必要な教職員が適切に配置されていること

### **分析項目 1 - 2 - 3**

**大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること**

- 大学の管理運営のための組織の状況について、特に、学長、副学長、学部・研究科等の長等の役割を中心として組織の構成を整理し、規模や機能状況を確認する。

### **分析項目 1 - 2 - 4**

**大学運営に必要な業務のための組織が、適切な規模と機能を有していること**

- 大学運営に必要な業務のための組織（事務職員等組織）について、役割や人員の配置状況、責任体制、規模を確認する。

## 領域 1 教育研究上の基本組織等に関する基準

基準 1 - 2 教育研究活動等の展開に必要な教職員が適切に配置されていること

### 分析項目 1 - 2 - 5

教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保していること

- 大学運営に必要な業務に係る合議体に、教員と事務職員が構成員として参加していることを確認する。
  - ⇒ 理事や副学長など全学的な管理運営の責任者は、ここでいう教員・事務職員には含めない。
  - ⇒ 重要な合議体に教員と事務職員が構成員として参加することを定める規定及び評価実施年度における参加者の役職名の(規定に沿った)表を根拠資料とする。

### 分析項目 1 - 2 - 6

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント(SD)を実施していること

- SDの実施内容・方法及び実施状況(参加状況を含む。)を確認する。
  - ⇒ 「情報セキュリティ研修」、「個人情報保護研修」、「ハラスメント防止研修」、「研究倫理研修」、「研究不正活動防止研修」、「安全保障貿易管理に関する研修」、「障害を理由とする差別の解消に関する研修の実施状況」について、必ず確認する。

## 領域 1 教育研究上の基本組織等に関する基準

基準 1 - 3 教育研究上の基本組織に、教育研究活動等の実施及び審議に必要な体制が適切に整備され機能していること

### 分析項目 1 - 3 - 1

**教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること**

- 教育研究上の基本組織及び教員所属組織（学部・研究科等又は研究院等）における教育の担当の状況について確認する。
- 学部と大学院それぞれの教員所属組織における責任体制（学部であれば学部長、学科であれば学科長あるいは学科主任等）についても確認する。

### 分析項目 1 - 3 - 2

**教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること**

- 教授会等（教育活動に係る重要事項を審議するための組織）について、構成、責任体制及び審議事項、**権限委任事項等**を確認する。
- 規定上の**開催頻度と前年度における開催実績を確認**する。

⇒別紙様式と根拠資料との間で、記載内容の整合性を確認する。

⇒教授会の開催頻度や代議制については、根拠規定において明文化されている必要がある。

## 領域 1 教育研究上の基本組織等に関する基準

基準 1 - 3 教育研究上の基本組織に、教育研究活動等の実施及び審議に必要な体制が適切に整備され機能していること

### 分析項目 1 - 3 - 3

**教育研究活動について、全学的見地から審議し又は実施する組織が機能していること**

- 教育研究活動について全学的見地から審議し又は実施する組織については、構成、責任体制及び審議事項、権限委任事項等を確認する。
- 規定上の開催頻度と前年度における開催実績を確認する。

# 領域 2

## 内部質保証に関する基準

## 領域 2 内部質保証に関する基準

### 基準 2 - 1 【重点評価項目】

内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

#### 分析項目 2 - 1 - 1

大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制(以下「機関別内部質保証体制」という)を整備していること

- ・ 該当する体制に責任をもつ役職名（学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者）が定められていることを確認する。
- ・ 該当する体制において、教育研究活動等及び各教育課程について責任をもつ者（学部長や研究科長等。分析項目 2 - 1 - 2 との関連に留意）と上記責任者との情報共有の形態（委員会やセンターのような組織の名称と体制。複数の組織が共同して行う場合には複数の組織名称を記載）を確認する。

・ 内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式 2 - 1 - 1）

| 確認すべき要素           | 大学における状況 | 根拠規定 |
|-------------------|----------|------|
| (1) 中核となる委員会等の名称  |          |      |
| (2) 統括責任者         |          |      |
| (3) 自己点検・評価の責任者   |          |      |
| (4) 改善・向上活動の責任者   |          |      |
| (5) 中核となる委員会等の構成員 |          |      |

⇒ 中核的な審議機関が明示され、規定上「内部質保証について全学的な責任を担う組織」であることが確認できる必要がある。

⇒ 前回の評価以降に関連規定を変更している場合は、変更内容が確認できる資料を提出する。

## 領域 2 内部質保証に関する基準

### 基準 2 - 1 【重点評価項目】

内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

#### 分析項目 2 - 1 - 2

それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること

- **教育研究上の基本組織と教育課程との関係**を確認する。
  - ⇒別紙様式に記載した教育研究上の基本組織と、領域 6 の基本組織（総括表）との整合性を確認する。
- 共同教育課程、国際連携教育課程として設置された教育研究上の基本組織の場合は、当該教育課程に係る全体としての教育研究活動の状況を示す報告書を確認する。
  - ⇒関与するすべての大学の名義で作成されている必要がある。
    - 最低限、領域 6 の内容が網羅されていること、その形式は問わない。
    - 領域 6 の別紙様式を使用する場合、実施組織（大学）それぞれについて、判別できるように記載すること。
    - 報告書に領域 6 の内容以外が含まれていても構わない。

## 領域 2 内部質保証に関する基準

### 基準 2 - 1 【重点評価項目】

内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

#### 分析項目 2 - 1 - 3

**施設及び設備、学生支援並びに学生受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること**

- **施設及び設備（情報関連施設設備及び図書館を含む。）の質保証**に責任をもつ役職名（学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者）と該当する体制（組織）を確認する。
- **学生支援の質保証**に責任をもつ役職名（学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者）と該当する体制（組織）を確認する。
- **学生受入に責任**をもつ役職名（学長が最終的な責任者であるとして、とりわけ質保証に関して責任をもつ者）と該当する体制（組織）を確認する。
- **機関別内部質保証体制と上記責任者との情報共有の形態**（委員会やセンターのような組織の名称と体制。複数の組織が共同して行う場合はすべてを記載）を確認する。
- 該当する体制（組織）に係る規定等において、当該の質保証に関する活動内容が定められていることを確認する。
- 該当する体制（組織）の構成員を確認する。

## 領域 2 内部質保証に関する基準

### 基準 2 - 2 【重点評価項目】

内部質保証のための手順が明確に規定されていること

#### 分析項目 2 - 2 - 1

教育課程ごとの点検・評価において、学位授与方針、教育課程方針をはじめとする領域 6 の各基準に照らした判断を行う手順が具体的に定められていること

- 教育課程ごとの点検・評価において、学位授与方針、教育課程方針をはじめとする**領域 6 の各基準で分析する内容の点検・評価を行う手順**が規定で具体的に定められていることを確認する。
- **教職課程として認定を受けた教育課程**について、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 が定める点検及び評価を行うことを含めて**内部質保証の手順が定められていることを確認する**。
- 連携開設科目を開設する教育課程については、他の大学が開設する科目も含めて適否の確認を行うなど点検・評価において重点的に取り扱われていることを確認する。

⇒別紙様式と根拠資料との間で、分析内容の整合性を確認する。

⇒点検・評価の実施体制に関する規定が、適切に整備されているかを確認する。

## 領域 2 内部質保証に関する基準

### 基準 2 - 2 【重点評価項目】

内部質保証のための手順が明確に規定されていること

#### 分析項目 2 - 2 - 2

施設及び設備、学生支援並びに学生受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること

- **施設及び設備、学生支援並びに学生受入**に関して自己点検・評価の実施時期、**評価方法**を規定する規定類を確認する。

⇒各点検項目に関するマニュアル等を、根拠資料として提出する。

⇒項目と基準が明確かどうか、どのような資料に基づき判断するのか確認する。

#### 分析項目 2 - 2 - 3

機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること

- 教育課程、施設及び設備、学生支援並びに学生受入のそれぞれに関して、関係者(学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から**意見を聴取する**ことが定められており、その結果を機関別内部質保証体制が確認する**仕組みを設けている**ことを確認する。
- **関係者からの意見聴取をする仕組み**が実施され有効に活用されていることを確認する。

## 領域 2 内部質保証に関する基準

### 基準 2 - 2 【重点評価項目】

内部質保証のための手順が明確に規定されていること

#### **分析項目 2 - 2 - 4**

##### **機関別内部質保証体制において、以下の点が定められていること**

- (1) 共有、確認された自己点検・評価の結果を踏まえた対応措置について、検討、立案、提案する手順。
  - (2) 承認された計画を実施する手順。
  - (3) 決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順。
- 確認された自己点検・評価の結果を踏まえた対応措置について、検討、立案、提案するための手順を、それを定めた規定類によって確認する。
  - 自己点検・評価の結果（当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）において確認された事項について、特に教育課程ごとにその質保証に責任をもつ教育研究上の基本的組織がその対応の方針及び対応の計画を策定していることを確認する。
  - 点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を行い、対応措置等を策定する際に利用していることを確認する。
  - (1) の手順を経た上で機関別内部質保証体制において承認された対応措置の実施計画について、当該計画を実施するための手順が規程上定められていることを確認する。
  - 機関別内部質保証体制を規定する規定類において、対応計画の進捗の確認、進捗状況に応じた対応を決定する手順が定められていることを確認する。

## 領域 2 内部質保証に関する基準

### 基準 2 - 3 【重点評価項目】

内部質保証が有効に機能していること

#### 分析項目 2 - 3 - 1

自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果を上げていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること

また、内部質保証体制に基づく自己点検・評価や対応措置の実施などの手順について検証していること

- 定められた手順に従って機関別内部質保証を実行し、**機関別内部質保証が有効に機能**していることを、確認する。
- 機関別内部質保証体制において決定された対応措置の実施計画のすべてについて、成果、進捗、検討状況を確認する。

※前回の機関別認証評価終了時点以降に実施された法令改正等に対応した改善の取組を含む。

※関連する基準に関する分析及び判断との整合性に留意する。

※前回の大学機関別認証評価における改善を要する点に対応したことを記述する。

※第三者評価の結果を踏まえた対応、教育研究上の基本組織の重要な見直しのほか、大学評価基準に示すすべての基準に関連する、自己点検・評価の結果を踏まえた改善の取組を含む。

※自己点検・評価結果報告書が公表されていることは基準 3 - 2 で確認。

- ⇒ **中核となる委員会等の審議状況が確認できる議事録等（前年度 1 年分）を提出する。**
- ⇒ **組織の新設・改廃等の重要な見直しに際し、内部質保証体制の中で検証を行う仕組みを確認する。**

## 領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2 - 4 組織的に、教員の質及び教育研究活動を補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

### 分析項目 2 - 4 - 1

**教員の採用及び昇格等にあたって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること**

- 教員の採用や昇格等に際し、職階ごとに求める教育上、研究上又は実務上の知識、能力又は実績の水準を定めていることを確認する。
- その水準の**判断を行う方法を明確に定め**ていることを確認する。
- 採用時に教育研究上の指導能力について、その水準の判断を面接、模擬授業等で行っていることを確認する。

### 分析項目 2 - 4 - 2

**教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること**

- 教員の教育及び研究活動に関する評価について、教員評価の目的と継続的（定期的）な実施を、規則等で規定していることを確認する。
- その他の活動について教員評価を実施している場合は、それを含めて確認する
- 規定に基づいて実施されていることについて、評価実施年度、評価対象者、評価結果を確認する。

## 領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2 - 4 組織的に、教員の質及び教育研究活動を補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

### 分析項目 2 - 4 - 3

評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること

- 分析項目 2 - 4 - 2 において確認した**評価結果ごとの反映実績を確認する。**
- 高い評価結果に関して、個々の教員の処遇や教育研究費の配分に反映させる規定がある場合は、その規定を確認する。
- 低い評価結果に関して、指導を実施する等の規定がある場合は、その規定を確認する。
- 上記のほか、継続的な研究成果の創出のために必要な措置や処遇等（研究専念期間の設定、産休・育休等ライフイベントに対応した研究環境維持のための措置など）に関する規定がある場合は、その規定を確認する。

### 分析項目 2 - 4 - 4

授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること

- FDの実施内容・方法（教育方法等の研究・研修、教員相互の授業見学等）及び実施状況（教員参加状況を含む。）を確認する。

⇒授業の内容及び教育方法に関する内容であれば、別紙様式2-4-4に記載する。  
それ以外の研修は別紙様式1-2-6のSD研修に記載する。

## 領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2 - 4 組織的に、教員の質及び教育研究活動を補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

### 分析項目 2 - 4 - 5

教育活動を展開するために必要な指導補助者等が、配置され適切に活用されていること

- 教育課程を展開する上で（大学の目的等に照らして）必要な教務や厚生補導等を担う職員、教育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する**職員等の配置状況を確認する**。
- 演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する職員の配置状況を確認する。
- **指導補助者**（当該授業科目を担当する教員以外の教員、T A等（大学設置基準第8条第3項））を配置している場合は、その**定義・業務内容や採用等に係る手続きが規定**されていること、**配置状況、活用状況を確認する**。

### 分析項目 2 - 4 - 6

教育活動を展開するために必要な指導補助者等が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること

- 研修等の方針、内容・方法を確認する。
- 組織的に研修を実施していない場合は、**実施状況等を組織として把握**できることを確認する。
- **大学設置基準において義務化されている指導補助者（教員を除く）に対する研修の実施状況**を確認する。  
⇒2-4-5で記載されているTAの人数に対して、TA研修を全員に受講させているか

# 領域 3

## 財務運営及び情報の公表に 関する基準

## 領域3 財務運営及び情報の公表に関する基準

### 基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

#### 分析項目3-1-1

#### 大学等の目的に照らして財務運営が行われていること

- 財務諸表等について、法令等に従い、必要な手続きを経ていることを監事、会計監査人の監査報告書により確認する。
- 過去5年間の経常費用のうち、大学の教育研究活動に係る経費の状況を確認する。
- 経常損失がある場合は、その理由を確認する。
- 特別損失が過大である場合は、その理由を確認する。

⇒**財務諸表等については、承認後に提出を原則とする**が、たとえば、評価対象の国立大学を設置する国立大学法人の場合、自己評価書提出締切日までに承認が間に合わない場合については、資料名のみ記載して提出し、承認された際には、速やかに機構に連絡し、財務諸表等の根拠資料・データ(.pdf)、領域3の自己評価書の該当部分(.pdf、.xlsx)を提出する。



➤ 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧 (別紙様式 3 - 2 - 1)

| 公表を求める事項 <sup>㊦</sup>  | 公表状況 (刊行物、ウェブサイト (URL 等)) <sup>㊦</sup>  |
|--|---|
| <p>数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数<sup>㊦</sup></p> <p><input type="checkbox"/> 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画<sup>㊦</sup></p> <p><input type="checkbox"/> 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準<sup>㊦</sup></p> <p><input type="checkbox"/> 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境<sup>㊦</sup></p> <p><input type="checkbox"/> 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用<sup>㊦</sup></p> <p><input type="checkbox"/> 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援<sup>㊦</sup></p> <p>㊦</p> <p>㊦</p> | <p><input type="checkbox"/> 入学者の選抜に関すること<sup>㊦</sup></p> <p>(URL : )<sup>㊦</sup></p> <p><input type="checkbox"/> 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数<sup>㊦</sup></p> <p>(URL : )<sup>㊦</sup></p> <p><input type="checkbox"/> 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画<sup>㊦</sup></p> <p>(URL : )<sup>㊦</sup></p> <p><input type="checkbox"/> 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準<sup>㊦</sup></p> <p>(URL : )<sup>㊦</sup></p> <p><input type="checkbox"/> 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境<sup>㊦</sup></p> <p>(URL : )<sup>㊦</sup></p> <p><input type="checkbox"/> 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用<sup>㊦</sup></p> <p>(URL : )<sup>㊦</sup></p> <p><input type="checkbox"/> 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援<sup>㊦</sup></p> <p>(URL : )<sup>㊦</sup></p> |
| <p>※基幹教員制度を導入している場合<sup>㊦</sup></p> <p><input type="checkbox"/> 基幹教員の数 (専ら当該大学の教育研究に従事する基幹教員と、それ以外の基幹教員の内訳)<sup>㊦</sup></p> <p><input type="checkbox"/> 各基幹教員が有する学位<sup>㊦</sup></p> <p><input type="checkbox"/> 教育研究等の業績<sup>㊦</sup></p> <p><input type="checkbox"/> 教育課程の編成その他の学部の運営への参画の状況<sup>㊦</sup></p> <p><input type="checkbox"/> 主要授業科目の担当の有無や単位数の状況<sup>㊦</sup></p>   | <p><input type="checkbox"/> 基幹教員の数 (専ら当該大学の教育研究に従事する基幹教員と、それ以外の基幹教員の内訳)<sup>㊦</sup></p> <p>(URL : )<sup>㊦</sup></p> <p><input type="checkbox"/> 各基幹教員が有する学位<sup>㊦</sup></p> <p>(URL : )<sup>㊦</sup></p> <p><input type="checkbox"/> 教育研究等の業績<sup>㊦</sup></p> <p>(URL : )<sup>㊦</sup></p>  |

⇒大学のキャンパスマップではなく、校地○m<sup>2</sup>、校舎○m<sup>2</sup>という情報が必要

# 分析項目 3 - 2 - 1 (続き)

## ➤ 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧 (別紙様式 3 - 2 - 1)

| 公表を求める事項   | 公表状況 (刊行物、ウェブサイト (URL 等))  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">(省略)</p>  | <p style="text-align: center;">(省略)</p>  |
| <p>《学校教育法第 109 条第 1 項》<br/>自己点検・評価の結果</p>  | <p style="text-align: center;">⇒ 自らが行う点検評価及び評価の結果が公表されている必要あり。</p>   |
| <p style="text-align: center;">(省略)</p>  | <p style="text-align: center;">(省略)</p>  |
| <p>《教育職員免許法施行規則第 22 条の 6》<br/>認定課程を有する大学は、教員の養成の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関する事</li> <li><input type="checkbox"/> 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関する事</li> <li><input type="checkbox"/> 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関する事</li> <li><input type="checkbox"/> 卒業生の教員免許状の取得の状況に関する事</li> <li><input type="checkbox"/> 卒業生の教員への就職の状況に関する事</li> <li><input type="checkbox"/> 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関する事</li> </ul> <p style="text-align: center;">⇒ 教員養成課程の担当教員数は、全体の教員数と分けて記載する必要あり。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関する事 (URL: )</li> <li><input type="checkbox"/> 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関する事 (URL: )</li> <li><input type="checkbox"/> 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関する事 (URL: )</li> <li><input type="checkbox"/> 卒業生の教員免許状の取得の状況に関する事 (URL: )</li> <li><input type="checkbox"/> 卒業生の教員への就職の状況に関する事 (URL: )</li> <li><input type="checkbox"/> 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関する事 (URL: )</li> </ul> |
| <p>《教育職員免許法施行規則第 22 条の 8》<br/>認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら行った点検及び評価の結果</p>  | <p>(URL: )</p>   |

### 分析項目 3 - 2 - 2

#### 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること

- 教育研究活動の実施に際して遵守することが必要となる事項（ガイドラインや法令等）への対応体制の整備状況として、責任者の役職、責任者の判断と業務遂行を支援する組織、それらの業務及び組織の根拠となる規定を確認する。
- 予期できない外的環境の変化等に対応するための、危機管理等に対応する責任者の役職、責任者の判断と業務遂行を支援する組織、それらの業務及び組織の根拠となる規定を確認する。

# 領域 4

## 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

## 領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

### 基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

#### 分析項目4-1-1

#### 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること

- 校地、校舎の基準面積について、設置基準で規定されている面積に係る基準を満たしていることを確認する。
- 施設・設備としては、教育の必要に応じて、大学設置基準に規定されている校地、校舎、運動場等が備えられていることを確認する。
- 教育課程に応じて講義・演習・実験・実習又は実技を行うのに必要な教室を備えていることを確認する。
- 継続的に研究成果を創出するための研究環境が整備され、教員・学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する。
- 共同課程を置いている場合は、その状況が該当する設置基準を満たしていることを確認する。
- 夜間において授業を実施している課程又は大学院において大学院設置基準第14条の特例を適用している場合は、これら施設・設備の利用方法、利用時間等を確認する。
- **2以上のキャンパス**で教育を実施している場合は、**各々の実施体制、実施上の工夫や学生移動の状況等**を確認する。

## 領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

### 基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

#### 分析項目4-1-2

#### 法令が定める附属施設、実習施設等が設置されていること

- 特定の学部又は学科に置かれる組織については、大学設置基準第39条に基づき設置が必要とされる附属学校や附属病院等が設置されていることを確認する。
- 上記の附属施設が、継続的に研究成果を創出するための施設等としても活用されていることを確認する。
- 特定の学部、学科、または大学院に置かれる組織については、大学設置基準第39条の2並びに専門職大学院設置基準第31条に基づき必要とされる薬学実習施設や連携協力を行う小学校等が確保されていることを確認する。

## 領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

### 基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

#### 分析項目4-1-3

#### 施設・設備における安全性について、配慮していること

- 施設・設備における耐震化については、評価実施年度の耐震化率を確認する。
- 耐震基準を満たしていない場合は、その理由と改善のための計画について確認する。
- 施設・設備の老朽化に対する対応の状況について確認する。
- 外灯や防犯カメラの設置等、各大学固有の事情等に応じて安全・防犯面への配慮がなされていることを確認する。
- 施設・設備のバリアフリー化について、障害のある学生等の利用者が円滑に利用できるよう配慮がなされていることを確認する。
- その他施設・設備に法令上の要件が課されている場合は、適切な管理運営の状況を確認する。

⇒複数のキャンパスに分かれている場合には、全てのキャンパス  
(サテライトキャンパス等を含む) について記載する。

## 領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

### 基準 4 - 1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

#### 分析項目 4 - 1 - 4

教育研究活動を展開する上で必要な情報環境を整備し、それが有効に活用されていること

- 情報通信におけるコミュニケーションの重要性を踏まえつつ、教職員及び学生が授業内外において簡単にインターネットに接続できる環境の整備状況を含め、大学において編成された教育課程の遂行に必要な**情報環境の整備状況や活用状況**を確認する。
- 整備状況については、情報環境の整備充実に向けた取組に加え、これらを維持・管理するためのメンテナンスやセキュリティ管理が行われているかについて確認する。
- 授業管理を支援するための統合化されたオンラインシステム等の学習支援環境の基盤の情報化が行われている場合は、その整備と活用の状況を含めて確認する。

⇒学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）への回答内容を資料とする。

## 領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

### 基準 4 - 1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

#### 分析項目 4 - 1 - 5

大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること

- 図書館を中心に図書等の資料が系統的に整備され、活用できる状態になっていることを確認する。

⇒ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）への回答内容を資料とする

#### 分析項目 4 - 1 - 6

自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること

- 自主的学習環境の整備状況（部屋数、机、パソコン等の台数等）については、その環境を必要とする学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する。

## 領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

### 基準 4 - 2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

#### 分析項目 4 - 2 - 1

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること

- 生活支援等に関する総合的相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。
- 健康に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。
- 就職等進路に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。
- 各種ハラスメントに関する防止のための措置（規定及び実施内容）・相談の体制の整備及び相談実績を確認する。
- 各種相談・助言体制については、組織の役割、実施組織の人的規模やバランス、組織間の連携や意思決定プロセス、責任の所在等が確認できる資料・データを用いて整備状況を確認する。

⇒留学生、障害のある学生等に対しての支援の内容は、分析項目 4 - 2 - 3、4 で確認を行います。実績については、この分析項目で確認してください。

#### 分析項目 4 - 2 - 2

学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること

- 課外活動の支援について、課外活動団体数、課外活動施設設備の整備、及び運営資金や備品貸与等の支援の状況を確認する。

## 領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

### 基準 4 - 2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

#### 分析項目 4 - 2 - 3

留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること

- 留学生に対する生活支援の内容及び実施体制について確認する。  
⇒ **資料としては、関連するセンターの年次報告等を提出**
- 海外から受け入れる学生に対する入学前の支援について確認する。
- 卒業（修了）後の留学生の状況を把握していることを確認する。

#### 分析項目 4 - 2 - 4

障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること

- **障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援**の実施体制及び実施状況について、関係法令の趣旨を考慮して確認する。
- 対象となる学生が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事情等に応じて生活支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。

⇒ **障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の規定に基づく対応要領の提出が必要**  
⇒ **施設・設備のバリアフリー化への対応については、基準 4 - 1 において確認する**

**領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準**  
**基準 4 - 2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること**

**分析項目 4 - 2 - 5**

**学生に対する経済面での援助を行っていること**

- 奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知及び利用実績について確認する。
- 入学料・授業料免除、奨学金（給付、貸与）、学生寄宿舍等、各大学固有の事情等に応じて、学生の経済面の援助が行われているかについて確認する。

# 領域 5

## 学生の受入に関する基準

## 領域5 学生の受入に関する基準

### 基準5 - 1 学生受入方針が明確に定められていること

#### 分析項目5 - 1 - 1

学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること

- 学生受入方針において、以下の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。
  - 「求める学生像」については、入学前に学習しておくことが期待される内容。
  - 「入学者選抜の基本方針」については、入学者受入方針を具現化するためにどのような評価方法を多角的に活用し、それぞれの評価方法をどの程度の比重で扱うのか。
  - 特に学士課程については、受け入れる学生に求める学習成果（「学力の3要素（（1）知識・技能、（2）思考力・判断力・表現力等の能力、（3）主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）」についてどのような成果を求めるか）。

⇒構成要素の欠如や具体性の不足がないことを確認する。

⇒大学Webサイトを根拠資料として提出する場合、出典を明確にする。

## 領域5 学生の受入に関する基準

### 基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

#### 分析項目5-2-1

学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること

- 学士課程、大学院課程ともに入試の種類ごとに、入学者選抜の方法（学力検査、面接等）が入学者選抜の基本方針に適合していることを確認する。
- 面接が含まれている場合は、**面接要領等**があることを確認する。
- 実施体制の整備状況（組織の役割、構成、人的規模・バランス、組織間の連携・意思決定プロセス・責任の所在等）を確認する。
  - ⇒ **面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）が必要。**
  - ⇒ **全ての入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアルが必要。**

#### 分析項目5-2-2

学生受入方針に沿った入学者選抜、及び学生の受入状況を検証するための取組を行っていること

- 入試に関する研究委員会等、**検証するための組織や具体的な取組等**の状況を確認する
  - ⇒ **検証する組織が確認できる資料（議事録等）を提出する。**
  - ⇒ **検証したことが確認できる資料（議事録等）を提出する。**

## 領域 5 学生の受入に関する基準

### 基準 5 - 3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

#### 分析項目 5 - 3 - 1

実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと

- 学生募集を行う組織単位ごとの過去 5 年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均を確認する。
- 学部又は研究科の単位において、実入学者数が「入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組がなされていることを確認する。

# 領域 6

## 教育課程と学習成果に関する基準

# 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

## 《自己評価書作成にあたっての留意事項》

- 分析項目 2 - 1 - 2 において確認された **教育研究上の基本組織等ごと** に確認し、『**領域 6 総括表**』に判断を記載します

### ➤ 領域 6 総括表

| 組織番号 | 教育研究上の基本組織 | 基準 6 - 1                                     | 基準 6 - 2 | 基準 6 - 3 | 基準 6 - 4 | 基準 6 - 5       | 基準 6 - 6 | 基準 6 - 7 | 基準 6 - 8 | 備考                                   |
|------|------------|--|----------|----------|----------|----------------|----------|----------|----------|--------------------------------------|
| 01   | A学部        | 満たしている                                       | 満たしている   | 満たしている   | 満たしている   | 満たしている         | 満たしている   | 満たしている   | 満たしている   | 〇〇学科については、技術者教育認定機構（JABEE）の認定を受けている。 |
| 02   | B学部        | 満たしている                                       | 満たしていない  | 満たしている   | 満たしている   | 満たしている         | 満たしている   | 満たしている   | 満たしている   |                                      |
| ～    | ～          | ～  | ～        | ～        | ～        | ～              | ～        | ～        | ～        | ～                                    |
| 21   | C研究科       | 満たしている                                       | 満たしている   | 満たしている   | 満たしている   | 一部の専攻を除き満たしている | 満たしている   | 満たしている   | 満たしている   |                                      |
| 22   | 法科大学院      | 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の専門職大学院認証評価において適合と判定されている |          |          |          |                |          |          |          |                                      |
| 23   | 教養教育センター   | 該当なし   | 満たしている   | 満たしている   | 満たしている   | 満たしている         | 満たしている   | 満たしている   | 該当なし     |                                      |
| ～    | ～          | ～  | ～        | ～        | ～        | ～              | ～        | ～        | ～        | ～                                    |

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 《自己評価書作成にあたっての留意事項》

領域 6 の別紙様式については、教育研究上の基本組織等ごとに作成するのではなく、大学として、ひとつの別紙様式に状況を記載する。

領域 6 の別紙様式の記入は、「別紙様式記入例（研修会資料 2）.pdf」の P55 以降をご参照ください。

➤ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式 6 - 5 - 3）

| 教育研究上の基本組織 | 取組          | 実施組織     | 実施状況                                |
|------------|-------------|----------|-------------------------------------|
| 〇〇〇〇       | キャリア関連科目の開設 | 就職支援センター | キャリア科目Ⅰ（受講者20人）、キャリア科目Ⅱ（受講者50人）の開講  |
| 〇〇〇〇       | インターンシップ    | 就職支援センター | 国内7施設 30人、国外2施設 1人                  |
| 〇〇〇〇       | ボランティア活動    | 教育支援センター | 近隣地方自治体の社会福祉協議会と連携し、実施（学童保育支援 200人） |

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 《自己評価書作成にあたっての留意事項》

- 「現況、目的及び特徴」における記載、分析項目 2 - 1 - 2 における教育課程との対応づけと整合的に整理する。

- 領域 6 の分析にあたり、信頼できる第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している場合には、当該第三者による検証、助言等の報告書をもって領域 6 の各基準の自己評価に代えることができる。

**※自己評価に代替できるが、認証基準を満たすと判断するものではない。**

(あくまで自己評価に代えることのできるものであって、第三者による評価結果により認証基準を満たしていると判断するものではない点に、注意を要する)。

ただし、

**検証、助言を受けた後に重要な変更があった場合には、その変更に係る基準について確認し、分析する (別紙様式 2 - 1 - 3)。**

※なお、当該第三者としての該当性に関しては、次ページ参照。

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準 弾力的措置の適用及び第三者評価結果の活用

領域6の基準ごとの分析を行う際に信頼できる第三者機関による検証、助言等の報告書をもって領域6の各基準の自己評価に代えることができる。

### ◆信頼できる第三者評価機関の要件

- (1) 学校教育法第110条第2項に基づいて認証された評価機関。
- (2) 国際的な認証を取得又は国際的な相互承認の協定等に加盟している評価機関。
- (3) 設立後一定期間を経過し、その分野において代表的な評価機関、または法令等に基づき大学の教育研究活動を含む評価を行う機関、その他相応の根拠により大学機関別認証評価委員会（以下「委員会」という）において要件を満たすと判断した機関。

### ◆評価等の根拠となる判断基準、判断方法の相当性

領域6の各基準の内容に相当する分析が行われた上で評価がなされていること。

### ◆手順

年度ごとに大学の意向を聴取して、上記2点に関する機構の調査にもとづき認証評価委員会が判断し、大学に通知。評価にあたっては、基準2-1、2-3と連携。

ただし、第三者評価機関による評価後に教育研究上の基本組織に大幅な改組があった場合については活用できない。

活用が認められた場合は基準6-8のみが分析の対象となる。

なお、弾力的措置適用と第三者による評価結果活用の両方が認められた場合には、弾力的措置適用を優先する。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6 - 1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

#### 分析項目 6 - 1 - 1

学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること

- 学位授与方針において、以下の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。
    - ・ 学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズ
    - ・ 学生の学習の目標となっていること
    - ・ 「何ができるようになるか」に力点を置き、どのような学習成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するのかが**具体的に示されていること**
- ※公表は基準 3 - 2 で確認する。

⇒構成要素の欠如や具体性の不足がないことを確認する。

⇒大学Webサイトを根拠資料として提出する場合、出典を明確にする。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6 - 2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

#### 分析項目 6 - 2 - 1

教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること。

- 教育課程方針において、**分析項目本文の①から③の各項目に係る記述が含まれていること**を確認する。
- 大学院課程の教育課程方針において、研究指導に関する方針や学位論文等の評価の方針も含まれていることを確認する。
  - ⇒ **構成要素の欠如や具体性の不足がないことを確認する。**
  - ⇒ **大学Webサイトを根拠資料として提出する場合、出典を明確にする。**

#### 分析項目 6 - 2 - 2

教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること

- 教育課程の編成及び実施の内容が、学位授与方針に定める獲得が期待される能力を学生が獲得できるものとなっているかを確認できるだけの**整合性を有している**ことを確認する。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6 - 3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

#### 分析項目 6 - 3 - 1

#### 教育課程の編成が、体系性を有していること

- 教養教育及び専門教育のバランス、必修科目・選択科目等の配当等、教育課程方針に基づいて、授業科目が配置され、教育課程の体系性が確保されていることを確認する。
- カリキュラム・マップ、コース・ツリーや履修モデルがある場合は、教育課程の体系性と対応していることを確認する。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6 - 3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

#### 分析項目 6 - 3 - 2

授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること

- **授与する学位に対応した能力の獲得**に結び付くように、**各授業科目の到達目標が設定**されていることを確認する。
  - 一単位の授業科目を45 時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、科目の内容が設定されていることを確認する。
  - 授業科目の所要時間数について学則等によって規定されていることを確認する。
- ※次の場合は、科目の内容がふさわしい水準になっているものとする。
- 信頼できる分野別第三者評価機関によって保証されている場合。
  - 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが機関別内部質保証において保証されている場合。

#### 分析項目 6 - 3 - 3

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること

- 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定についての規定が、法令に従い定められていることを確認する。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6 - 3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

#### 分析項目 6 - 3 - 4

大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること

- 研究指導の基本方針や考え方を確認する。
- 指導体制を整備し、それに基づく指導が実施（研究倫理に関する教育・指導を含む）されていることを確認する。
- 複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する指導、**年間研究指導計画の作成・活用**、中間発表会の開催、国内外の学会への参加促進、他大学や産業界との連携、T A・R Aとしての活動を通じた教育・研究能力の育成等、教育の目的や研究指導の基本方針等に照らして、研究指導に対する取組が行われていることを確認する。

⇒ 学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示した上で、指導する。

⇒ 「研究指導の計画」とは、個別の学生の研究テーマ毎の研究実施計画ではなく、指導教員による研究指導のシラバスを意味する。シラバスであるから、研究指導の時期、頻度、方法といった内容が示されていなければならない。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6 - 3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

#### 分析項目 6 - 3 - 5

専門職大学院又は専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること

- 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成され、教育課程連携協議会が運用されていることを確認する。

#### 分析項目 6 - 3 - 6

連携科目がある場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること

- 連携開設科目がある場合は、法令に即して教育課程が編成され、その開設状況を確認する。

#### 分析項目 6 - 3 - 7

連携法曹基礎課程を設置している学士課程がある場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること

- 連携法曹基礎課程を設置している学士課程がある場合は、法令に則して、教育課程が編成されていることを確認する。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6 - 4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

#### 分析項目 6 - 4 - 1

1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること

- 1年間の授業を行う期間が、定期試験等の期間を含め、35週確保されていることを確認する。

#### 分析項目 6 - 4 - 2

各科目の授業が十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週又は15週、その他の大学が定める適切な期間を単位として行っていること

- 各授業科目が、大学がそれぞれ定める授業期間を単位として行われていることを確認する。

⇒授業期間が8週、10週または15週（時間数による）になっているか確認。  
15週の場合、14週+テストは認められない。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6 - 4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

#### 分析項目 6 - 4 - 3

適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること

- シラバスに、授業名、担当教員名、授業の目的・到達目標、**授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示**、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるものとして、**全科目、全項目について記入**されていることを確認する。
- 芸術等の分野における個人指導による実技の授業等については、大学等の目的に則した方法によって、授業計画が示されていることを確認する。
- 、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法によりすべてのシラバスが、学生に対して周知を図っていることを確認する。
- 授業形態（講義、演習、実験、実習等の組合せ・バランス）、学習指導法（少人数授業、対話・討論型授業、多様なメディアの活用、能力別授業の実施等）の工夫を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。
- 大学院課程の修了要件は、必要単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文審査等の審査及び試験に合格することであることを踏まえ、**研究指導に相当する授業科目**が設定されている場合には**修了要件必要最低単位に含めていない**ことを確認する。

#### ⇒よくあるシラバスの不備

- 授業の回数が（15回授業の場合）15回分記載されていない。
- 成績評価項目として出席点が記載されている。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6 - 4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

#### 分析項目 6 - 4 - 4

教育課程上主要と認める授業科目は、原則として基幹教員（大学院課程の場合は専任教員）が担当していること

- 教育課程上主要と認める授業科目の定義を確認する。
- 教育課程上主要と認める授業科目への基幹教員の配置（該当する授業科目数、そのうち教授、准教授、講師、助教が担当する科目数）を確認する。

#### 分析項目 6 - 4 - 5

専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること

- 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設け、上限の履修登録単位数を定めていることを確認する。

#### 分析項目 6 - 4 - 6

大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること

- 大学院において、教育方法の特例の取組を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていることを確認する。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6 - 4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

#### 分析項目 6 - 4 - 7

夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること

- 夜間における授業の実施に際し、そのための配慮を行っていることを確認する。

#### 分析項目 6 - 4 - 8

通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること。

- 講義室における授業形態と同様の教育効果が得られるような配慮がなされているか、特にメディアを利用して行う授業においては、双方向性の担保や指導補助者の配置、学生の意見交換の機会等、対面授業と同等の教育効果が得られるような配慮がなされているか、整備状況について確認する。
- 印刷教材等による授業、放送授業及びメディアを利用して行う授業の場合は、添削や質疑応答等による指導が行われているか、指導状況について確認する。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6 - 4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

### 分析項目 6 - 4 - 9

専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること

- 専門職学科において、授業を行う学生数が法令に則して原則として40人以下することとしていることを確認する。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6 - 5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援を行っていること

#### 分析項目 6 - 5 - 1

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること

- ガイダンス、担任制、学習成果の状況の組織的把握と対応、学習計画の指導、能力別クラス分け、基礎学力不足の学生に対する指導、助言が行われていることを確認する。
- 通信教育を行う課程を置いている場合は、そのための履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていることを確認する。
- 授業科目への学術の発展動向（担当教員の研究成果を含む）の反映、他学部の授業科目の履修、編入学や秋期入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携、国内外の他大学との単位互換・交換留学制度の実施、ダブル・ディグリー制度の導入等の取組を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。

⇒備考に記載されることを想定

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6 - 5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援を行っていること

#### 分析項目 6 - 5 - 2

##### 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること

- オフィスアワーの設定、ネットワークを活用した学習相談、各大学固有の事情等に応じて、学習相談、助言等の学習支援が行われているかについて確認する。
- 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制を整備し、学習相談、助言等の学習支援が行われていることを確認する。

#### 分析項目 6 - 5 - 3

##### 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること

- キャリア教育、アントレプレナーシップ教育、インターンシップ等の実施状況を確認する。
- その他教育課程の目的に応じた取組を確認する。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6 – 5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援を行っていること

#### 分析項目 6 – 5 – 4

障害のある学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援及び留学生に対する学習支援を行う体制を整えていること

- 履修上特別な支援を要する学生への学習支援については、あらかじめこれらの学生の人数等に関するデータを把握した上で、各大学固有の事情等に応じて行われている学習支援の実施状況について確認する。
- 障害のある学生に対する支援については、関係法令の趣旨を考慮して確認する。
- 履修上特別な支援を行うことが必要と考えられる学生が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事情等に応じて学習支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6 - 6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

#### 分析項目 6 - 6 - 1

学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、成績評価基準を組織として策定していること

- 成績評価基準については、評語（A、B、C等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定めたものを確認する。  
※評語と評価素点との対応表ではなく、評語と到達目標との関係表であることを確認する。  
※成績評価基準は、教育課程方針に明記されていることも想定される。  
※学習成果の評価の方針は分析項目 6 - 2 - 1 で確認する。

#### 分析項目 6 - 6 - 2

成績評価基準を学生に周知していること

- 学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。

⇒資料としては、

- ウェブサイトのURL。
- (もしあれば)学生に対する配布物及び該当ページ番号を示すこと

ただし、当該URLが機構による書面調査、訪問調査の期間、少なくとも学内からアクセス可能であることを示すこと。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6 - 6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

#### 分析項目 6 - 6 - 3

成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること

- 学習成果の評価の方針に照らして成績評価の分布の点検（審議）を**組織的に実施**していることを確認する。  
⇒「**組織的**」とは、**責任のある会議にて、成績分布などの資料を確認していることを意味する。**
- 不正行為防止に関して学生に周知していることを確認する。
- G P A 制度を実施している場合は、その目的と実施状況について確認する。
- 個人指導等が中心となる科目の場合は、成績評価の客観性を担保するための措置について確認する。
- 共同教育課程を編成する学科の場合は、構成大学を通じて一貫したものとなっていることを確認する。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6 - 6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

#### 分析項目 6 - 6 - 4

#### 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること

- 成績に関する異議を受け付ける**窓口が教員のみでない**こと、受付後の対応の手順、様式等について確認する。
- 異議申立てに対し、**教員により構成される組織が対応**を行っていることを確認する。
- 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等について確認する。
- 成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）が、検証できる状況にあることを確認する。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6 - 7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

#### 分析項目 6 - 7 - 1

大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業修了要件」という）を組織的に策定していること

- 大学が定める**卒業（修了）要件が組織的に策定**され、大学設置基準等が定める要件と整合的であることを確認する。
- 修業年限の特例措置を講じている場合は、法令に従い適切に規定を整備していることを確認する。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6 - 7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

#### 分析項目 6 - 7 - 2

大学院課程においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という）を組織として策定していること

- 審査に係る手続き、及び修士・博士の学位の種類に応じた評価の基準が組織として策定されていることを確認する。

#### 分析項目 6 - 7 - 3

策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること

- 卒業（修了）要件を、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。

⇒資料としては、

- ウェブサイトのURL。
- (もしあれば)学生に対する配布物及び該当ページ番号を示すこと。

ただし、当該URLが機構による書面調査、訪問調査の期間、少なくとも学内からアクセス可能であることを示すこと。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6 - 7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

#### 分析項目 6 - 7 - 4

卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること

##### 《 学士課程 》

- 卒業要件を適用する手順のとおり実施されていることを確認する。

##### 《 大学院課程 》

- 修了の判定について、修了要件を適用する手順のとおり実施されていることを確認する。
- 学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に関して、手順どおりに実施されていることを確認する。

⇒ 教授会等での審議の結果、卒業ないし修了を認めることについて審議した記録を資料として示す。

⇒ 大学院課程については、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る審議が行われていることが確認できることが必要。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6 - 7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

#### 分析項目 6 - 7 - 5

専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること

- 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、卒業要件のなかに、一般・基礎科目、職業専門科目、実験、実習又は実技による授業科目及び臨地実務実習等の修得要件が組織的に定められていることを確認する。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6 - 8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

#### 分析項目 6 - 8 - 1

標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること

- 学部、研究科等ごとの標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）を算出し確認する。
- 職業人養成を目的としている学部・研究科（保健系学部、教育学部、法科大学院等）の場合、大学等の目的及び学位授与方針に則した資格の取得者数を確認する（卒業が受験資格となるものは必須）。
- 大学院課程においては、研究活動の実績の状況が、**大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なもの**であることを確認する。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6 – 8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

#### 分析項目 6 – 8 – 2

#### 就職及び進学の様況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること

- 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の様況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。
- 就職先、進学先の様況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。

認証評価は  
大学と大学改革支援・学位授与機構との  
信頼関係に基づく協同作業  
ご不明な点がございましたら  
お気軽にお問い合わせください

評価事業部評価支援課  
支援第1係

TEL : 042 - 307 - 1642  
MAIL : [daigaku@niad.ac.jp](mailto:daigaku@niad.ac.jp)